

最低賃金額が変更されます！

最低賃金額は、都道府県ごとに定められていますが、令和4年10月1日から、富山県の最低賃金額は、31円引上げされ、908円（時間額）に変更されます。

最低賃金法（昭和34年法律第137号）の主な条項について、再確認下さい。

・第一条（目的）

賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

・第二条（定義）

1. 「労働者」 労働基準法第9条（以下、労基法）に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。
2. 「使用者」 労基法第10条に規定する使用者をいう。（使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。）
3. 「賃金」 労基法第11条で規定する賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

・第三条（最低賃金額）

最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額）は、時間によって定めるものとする。

・第四条（最低賃金の効力）

2. 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において無効となった部分は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなす。

・第八条（周知義務）

最低賃金の適用を受ける使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置を取らなければならない。

・第十三条（派遣中の労働者の地域別最低賃金）

派遣先事業場の所在地を含む地域で決定された、地域別最低賃金を適用する。

《 詳細については、お近くの労働基準監督署でご確認下さい 》

施設経営の Q&A

労務管理、会計・税務等の様々な問題に
専門相談員が、的確にお答えします。

「内部取引の消去」

Q 社会福祉法人における内部取引の種類とその
会計処理上の留意点を教えてください。

A 法人全体の正確な収支及び貸借の状況を把握
するため、同一法人内の内部取引（貸借を含む）は
財務諸表の作成に関して相殺消去するものとされ
ています。（基準第11条）

その内部取引には、大きく分けると「当初から
内部取引として仕訳される内部取引」と「外部取
引と同様に処理した内部取引」があります。

（1）当初から内部取引として仕訳される内部取引
これは、「会計区分間の繰入金収入（収益）及
び繰入金支出（費用）」及び「会計区分間の貸
借」取引のことです。

その内部取引消去方法について例示すると次の
通りです。

＜例示：3頁（第1号第2様式）参照＞

上記では、事業区分間長期貸付回収、返済につ
いては、「収益事業」の収入「60」と公益事業の
支出「60」を相殺しており、また、事業区分間繰
入金収入・支出については、社会福祉事業の収入
「100」と公益事業の支出「70」、収益事業の支出
「30」を合わせて相殺しています。

（2）外部取引と同様に処理した内部取引の取扱い
内部取引の相殺消去には、ある事業区分、拠点
区分又はサービス区分から他の事業区分、拠点区
分又はサービス区分への財貨又はサービスの提供
を外部との取引と同様に収益（収入）・費用（支
出）として処理した取引も含むものとされていま
す。（課長通知23）

例としては、就業支援事業拠点区分で特養拠点
の清掃事業を行っているケースです。その内部取
引消去について例示すると次の通りです。

＜例示：3頁（第1号第3様式）参照＞

上記では、B拠点の就業支援事業収入の内の
「3」とA拠点の事務費支出（業務委託費支出）
の内の「3」を相殺消去しています。

※例示の内訳表が枠内に収まらないため、3頁
に本文を含め再掲載しました。

「最低賃金額以上を支払わないと…」

Q 最低賃金法と、監督機関に対する申告・罰則は、
どのようなものですか。

A 最低賃金法（昭和34年法律第137号）【監督
機関に対する申告】の条項は、次のとおりです。
・最低賃金法第34条（監督機関に対する申告）で
は、

第1項 労働者は事業場にこの法律又はこれに基
づく命令の規定に違反する事実があるときは、
その事実を都道府県労働局長、労働基
準監督署長又は労働基準監督官に申告して
是正のため適当な措置をとるよう求める
ことが出来る。

第2項 使用者は、前項の申告をしたことを理
由として、労働者に対し、解雇その他不利
益な取扱いをしてはならない。

・最低賃金法の第39条（罰則）では、
第34条第2項の規定に違反した者は、6月以
下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。



厚労省パンフ「みんなチェック！最低賃金」より抜粋

富山県社会福祉協議会 経営相談室 月曜～金曜 祝祭日年末年始休み ※できるだけ「FAX経営相談票」を
Mail : manji@wel.pref.toyama.jp 専用 TEL : 076-432-6219 FAX : 076-432-6532 [ご利用ください](#)
HP <https://www.toyama-shakyo.or.jp/keiei-soudan/> (富山県社協 HP→相談する→福祉施設の経営相談)

【Q】「内部取引の消去」

社会福祉法人における内部取引の種類とその会計処理上の留意点を教えてください。

【A】

法人全体の正確な収支及び貸借の状況を把握するため、同一法人内の内部取引（貸借を含む）は財務諸表の作成に関して相殺消去するものとされています。（基準第 11 条）

その内部取引には、大きく分けると「当初から内部取引として仕訳される内部取引」と「外部取引と同様に処理した内部取引」があります。

(1) 当初から内部取引として仕訳される内部取引

これは、「会計区分間の繰入金収入（収益）及び繰入金支出（費用）」及び「会計区分間の貸借」取引のことで、その内部取引消去方法について例示すると次の通りです。

第 1 号第 2 様式

資金収支内訳表
(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

(単位：円)

勘定科目		社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引消去	法人合計	
その他の活動による収支	収入	事業区分間長期貸付金回収収入		60	60	△60	0	
		事業区分間繰入金収入	100			100	△100	0
	支出	事業区分間長期借入金返済支出		60		60	△60	0
		事業区分間繰入金支出		70	30	100	△100	0

上記では、事業区分間長期貸付回収、返済については、「収益事業」の収入「60」と公益事業の支出「60」を相殺しており、また、事業区分間繰入金収入・支出については、社会福祉事業の収入「100」と公益事業の支出「70」、収益事業の支出「30」を合わせて相殺しています。

(2) 外部取引と同様に処理した内部取引の取扱い

内部取引の相殺消去には、ある事業区分、拠点区分又はサービス区分から他の事業区分、拠点区分又はサービス区分への財貨又はサービスの提供を外部との取引と同様に収益（収入）・費用（支出）として処理した取引も含むものとされています。（課長通知 23）

例としては、就業支援事業拠点区分で特養拠点の清掃事業を行っているケースです。その内部取引消去について例示すると次の通りです。

第 1 号第 3 様式

社会福祉事業区分 資金収支内訳表
(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

(単位：円)

勘定科目		A特養	B就労支援施設	合計	内部取引消去	事業区分合計
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入		100		100
		就労支援事業収入		70	70	△3
支出	事務費支出				
		40	20	60	△3

上記では、B拠点の就業支援事業収入の内の「3」とA拠点の事務費支出（業務委託費支出）の内の「3」を相殺消去しています。